

第18回 氷川参道歩行者専用化検討協議会【書面開催】

令和3年8月31日（火）送付

議 事 次 第

1. 議 題
 - (1) これまでの取り組みについて
 - (2) 交通実態調査の検討
 - (3) 今後のスケジュールについて

配布資料

- 第18回氷川参道歩行者専用化検討協議会の資料送付について
- 意見提出シート
- 概要版

配布資料

- 次第
 - 委員名簿
 - 資料1 これまでの取り組みについて
 - 資料2 交通実態調査の検討
 - 資料3 今後のスケジュールについて
 - 参考資料1 氷川参道周辺図
 - 参考資料2 氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱
-

令和3年度 氷川参道歩行者専用化検討協議会 委員名簿
敬称略

No.	所属	肩書	氏名
1	埼玉大学大学院理工学研究科	教授	久保田 尚
2	埼玉大学大学院理工学研究科	准教授	小嶋 文
3	埼玉県警察本部	交通規制課長	桑島 正彦
4	大宮警察署	交通課長	鳥生 友和
5	さいたま市 建設局 北部建設事務所	所長	吉岡 哲幸
6	吉敷町1丁目自治会	会長	関口 彰一
7	吉敷町2丁目自治会	会長	花俣 幸太郎
8	吉敷町三丁目自治会	会長	宮路 宣和
9	吉敷町4丁目自治会	会長	大澤 規郎
10	浅間町一丁目自治会	会長	秋山 悦男
11	浅間町二丁目自治会	会長	宮野 豊之
12	大門町3丁目自治会	会長	逸見 裕一
13	仲町三丁目自治会	会長	辻 勇一
14	東町1丁目自治会	会長	小林 正利
15	下町明美会	会長	小笠原 恒夫
16	氷川の杜まちづくり協議会	会長	小峯 政昭
17	氷川の杜まちづくり協議会	副会長	山田 とも子
18	氷川の杜まちづくり協議会	副会長	本島 紋次郎
19	氷川の杜まちづくり協議会	副会長	横山 好之

第 18 回 氷川参道歩行者専用化検討協議会 (2021 年度)

これまでの取り組みについて

内 容

1. これまでの取り組み	1
1-1 歩行者専用化実施までの取り組み	1
1-2 第17回協議会の意見について	3
1-3 まとめ	7

令和3年8月31日(火)

さいたま市都市局都心整備部氷川参道対策室

1. これまでの取り組み

1-1 歩行者専用化実施までの取り組み



氷川参道歩行者専用化検討協議会を平成 26 年に設置

長期目標(歩行者専用化)の実現に向けて検討を進める

平成 27 年度【実態確認・シミュレーション】〔一の鳥居～大宮中央通線〕

氷川参道を北・中・南の3区間に分けて検討を進める。

調査		結果	検討協議会での検討結果
定量的調査	交通量調査	<ul style="list-style-type: none"> ・クルマ 4,446 台/日（平日）（大宮中央通の約半分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・氷川参道（中区間）を歩行者専用化の先行検討区間に定めた
	通過交通量調査	<ul style="list-style-type: none"> ・一の鳥居～大宮中央通線 7割が通過交通 	
	交通シミュレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・氷川緑道西通線相互通行+中区間歩行者専用 可能。 ・周辺生活道路の抜け道懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ・車に対する生活道路の社会実験を検討。
確証調査	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者専用化（賛成7割超） 	

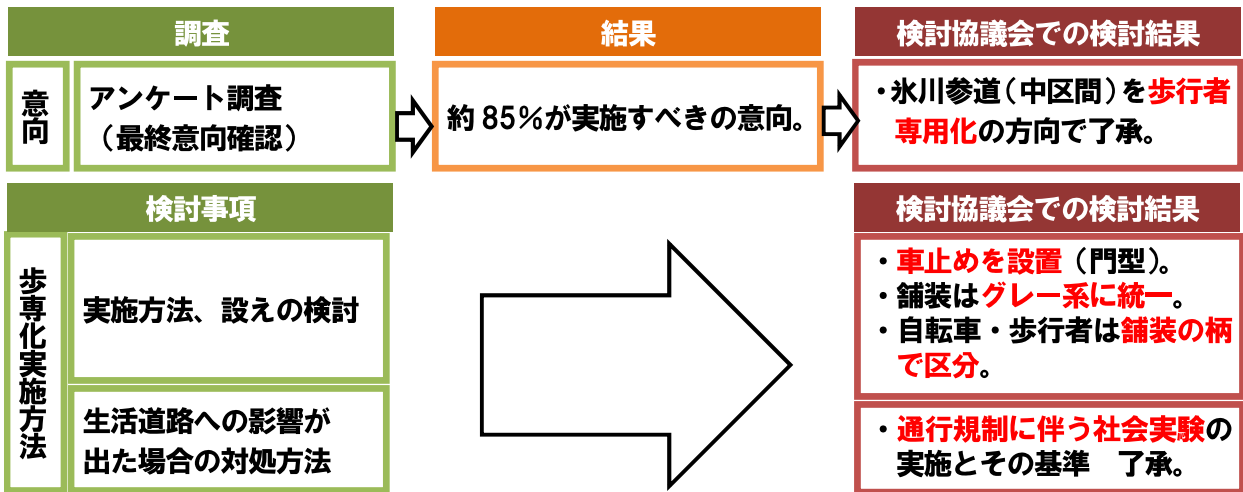
平成 28 年度【シミュレーション結果の検証】氷川参道（中区間）〔南大通東線～一灯式信号機〕

交通社会実験の実施		結果	検討協議会での検討結果
速度抑制策	啓発看板の設置	<ul style="list-style-type: none"> 6.4%の速度減少 約 7 割が実施に賛成 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発看板、単路部ハンブ、右折抑制 対策案として検討。
	狭さくの設置	<ul style="list-style-type: none"> 14.6%の速度減少 半数以上が実施に賛成 	
	ハンブの設置	<ul style="list-style-type: none"> 15.5%の速度減少 約 7 割が実施に賛成（単路部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法の「歩行者専用（軽車両を除く）」とし、終日規制とする。 ・参道東西の車両横断可。 ・構造物を設置し、許可車以外の進入を防止する。
流入抑制策	右折抑制ラバーポールの設置	<ul style="list-style-type: none"> 11.5%の交通量減少 約 7 割を超え実施に賛成 	
	吉敷町一方通行規制方向の変更	<ul style="list-style-type: none"> 28.6%の交通量減少 約 3 割が実施に賛成 	

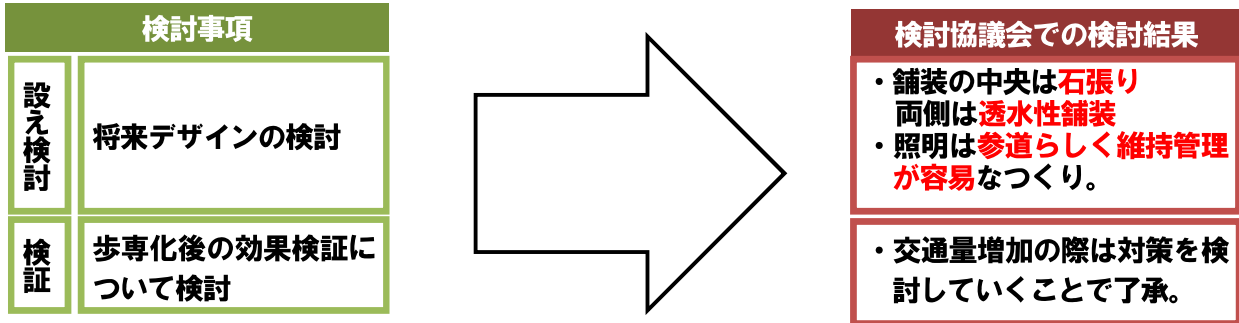
（下段はアンケートの結果）

平成29年度【意向確認、通行止め方法、設えの検討】

氷川参道（中区间）〔南大通東線～一灯式信号機〕



平成30年度【設えの検討、効果検証の検討】



平成31年度以降



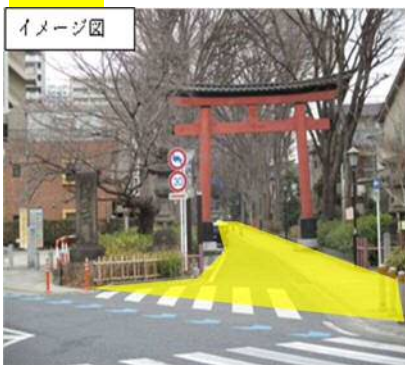
1-2 第17回協議会の意見について

交通実態調査結果と対策案の概要

歩行者専用規制区間（案）について歩専化検討協議会委員に意見をいただいた。



①



②

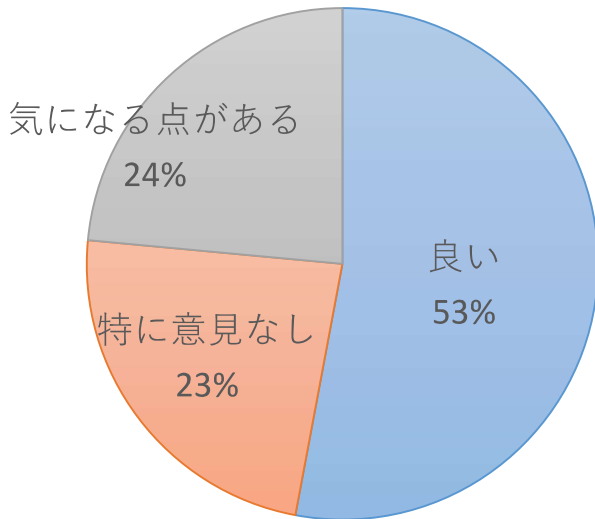


①回答者数

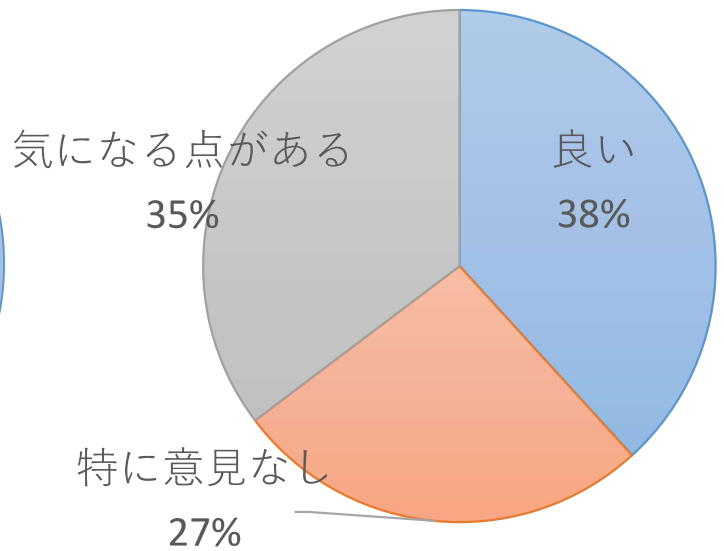
17名/17名（学識除く）

②意見状況

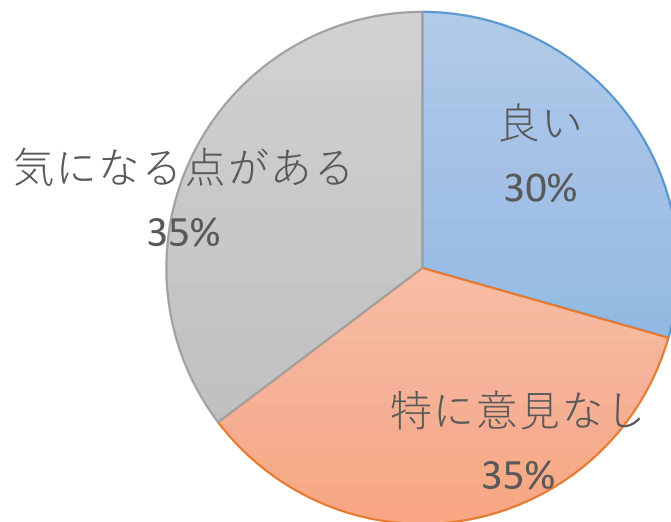
北区間【区間案①】



南区間【区間案①】



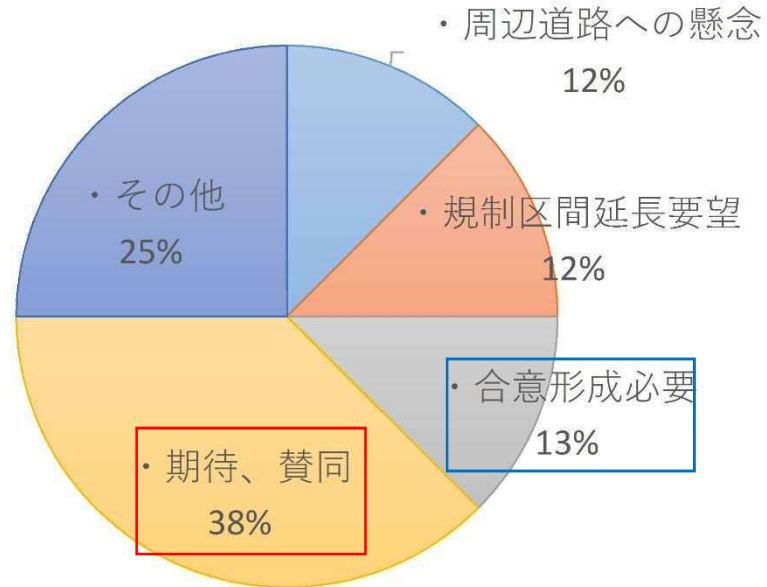
南区間【区間案②】



③意見の詳細

北区間【区間案①】、南区間【区間案①】共に「期待、賛同」が高い値を占めている。
また、「その他」を除き「合意形成必要」が双方2番目に高い値を占めている。

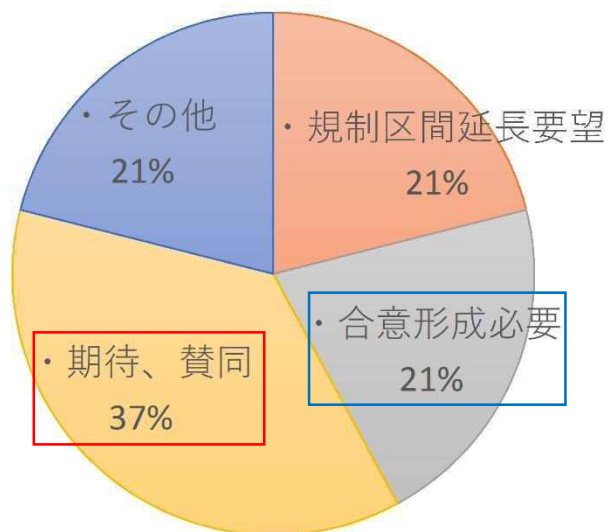
北区間【区間案①】



その他

- | |
|------------|
| ・逆走者を立哨 |
| ・詳細なデータが必要 |

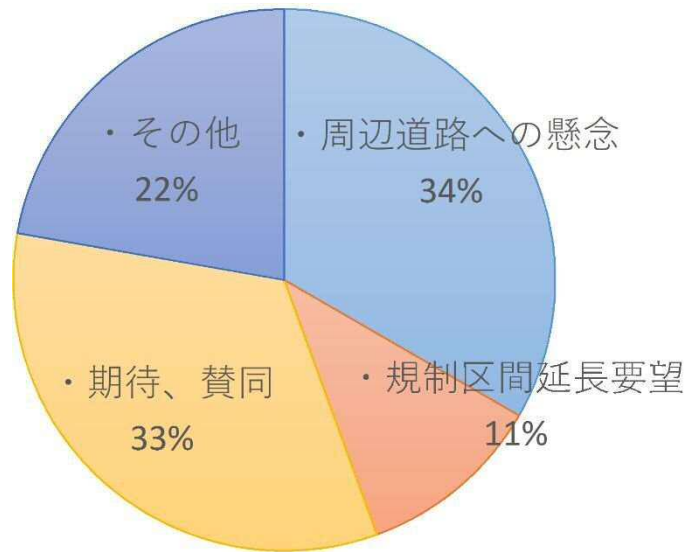
南区間【区間案①】



その他

- | |
|------------|
| ・信号サイクルの検討 |
|------------|

南区間【区間案②】



その他

- | |
|------------|
| ・信号サイクルの検討 |
| ・対策案①が良い |

④意見の詳細

今後の検討の継続要望や対策検討を深度化してく上での留意点等も含め、対策検討に対して期待する声が多く伺えた。

その他、検討状況等に関する意見

資料に基づいて進めてください。

全国に誇る大宮のシンボルロードになる。

氷川緑道西通線を活用するという点からも今回の対策は有効であると感じる。

「通行許可証は必ず出る」と誤解されない様に注意してください。

実施した場合の不良ドライバーとのトラブルや想定される事故対策（保険を含む）に万全を期すること。

交通量を数値で示されているので実態が理解できる。

仲町3丁目は生活道路が狭い。

1-3 まとめ

北区間【区間案①】および南区間【区間案①】への「期待・賛同」は得られているが、いずれにしても、沿道住民をはじめ近隣の方々への周辺道路への交通状況に関する懸念を払拭させ、合意形成を図る必要がある。



そのため



現状の交通状況を調査、把握、問題点の洗い出し、規制区間の再検討をした上で、根拠に基づいた丁寧な住民の方々への説明が必要であると思われる。

第 18 回 氷川参道歩行者専用化検討協議会 (2021 年度)

交通実態調査の検討

内 容

1. 交通実態調査について	1
1-1 調査目的	1
1-2 調査の概要	2
2. まとめ	17

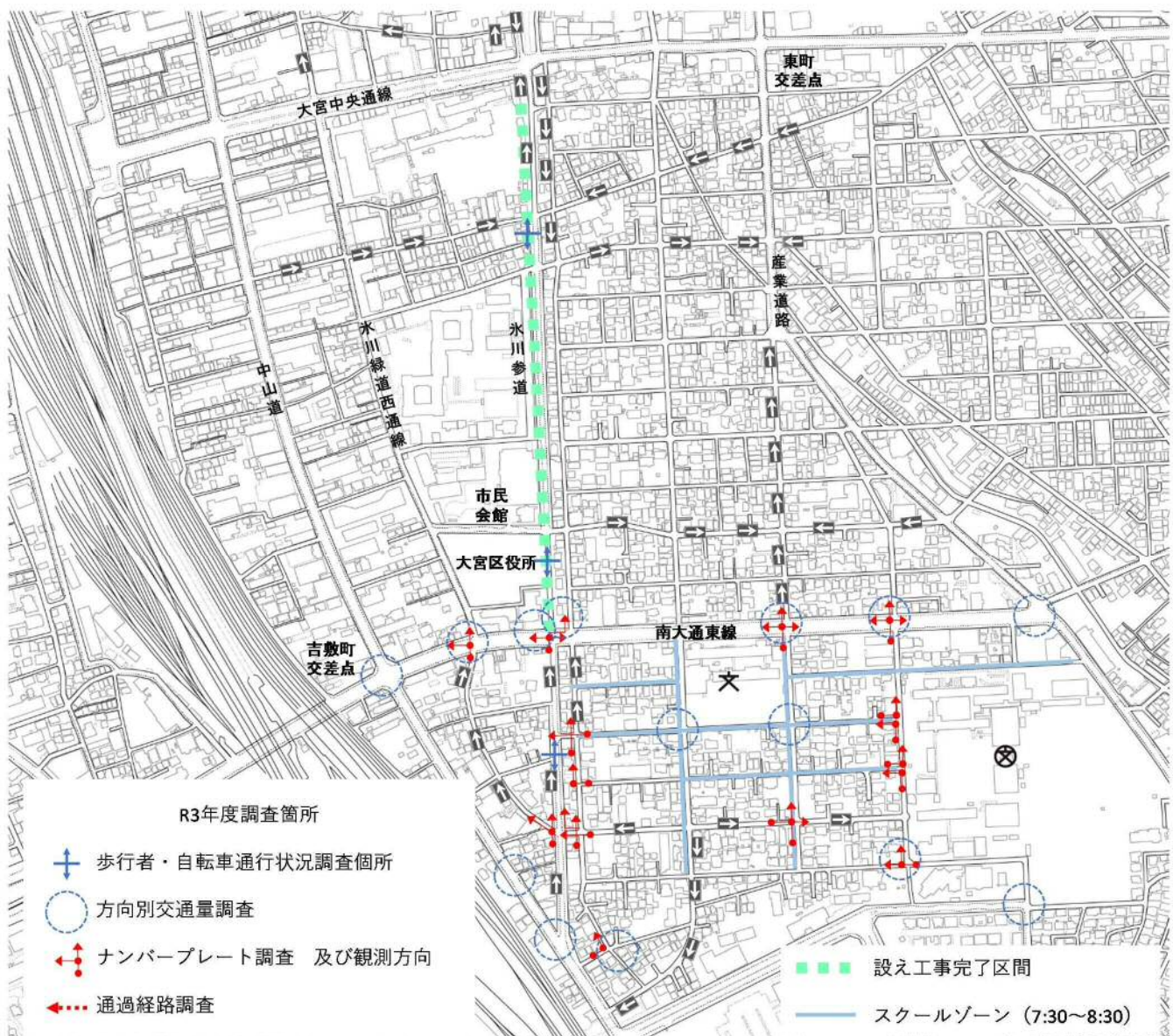
令和3年8月31日(火)

さいたま市都市局都心整備部氷川参道対策室

1. 交通実態調査について

1-1 調査目的

本調査は、参道の更なる歩行環境の改善に向け、設え工事後の歩行者・自転車の通行状況や、車両交通実態の把握、検討を進めることを目的とする調査です。



1-2 調査の概要

歩行者・自転車に関する調査（氷川参道上の調査）

I 歩行者・自転車通行状況調査

- ・ 氷川参道中区間の整備効果を把握するため、歩行者、自転車の通行位置および通行量を調査します。

車に関する調査

II 車両交通実態調査

- ・ 自動車の走行方向、量、ルートを調査し、氷川参道（南区間）の通過状況などを把握します。
- ・ （今年度は、一の鳥居のある吉敷町2、3、4丁目を主とします。）

全体の調査日

- ・ 平日のみを対象とします。

全体の調査時期

- ・ 以下の要因を考慮して設定します。

①秋口

理由：転居などを伴う人事異動などが少なく比較的気候が安定

②火曜日もしくは木曜日

理由：曜日等による影響を受けない

※影響を受けると想定される日

月、水、金、土、祝祭日及びその前後
台風など異常気象の日
その他通常と異なる交通状態が予想される日

通勤・通学や社会活動が目的の活動が多いと想定される



平日：10月5日（火） 予備日：14日（木）、19日（火）

I. 歩行者・自転車通行状況調査

(1) 調査種類

- ① 通行量調査
- ② 通行位置調査

(2) 調査箇所

以下の設定条件を基に、下図の3箇所を調査箇所と設定しています。

設定条件

- ・過年度調査箇所（中、南区間）に近く比較できる場所であること。
- ・交差点から離れていること。
- ・調査員または、調査カメラが認識しづらい場所であること。

北区間を追加設定した根拠

- ・今後も経年変化が確認できるようにしたいこと。
- ・南区間との比較ができるようにしたいこと。



図 歩行者・自転車通行状況調査 調査箇所

(3) 調査時間

- ① 通行量調査 : 過年度調査と比較できるように設定しています。

調査時間 (案)
7時00分から 19時00分

- ② 通行位置調査 : サンプル取得を目的としているため、2ピーク時間それぞれ2時間程度としています。

ピーク時間 (案)
7時30分から 9時30分
13時00分から 15時00分

参考：過年度の歩行者・自転車の調査時間帯

時刻	7時		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		
分	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30			
	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分			
	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~			
平日	H27																										
	R1																										
	R3																										

凡例) ■ 通行量調査時間 ■ 通行位置調査時間 (R3は仮設定)

(4) 集計時間単位

10分刻み

(5) 調査対象

区分：自転車 (ロードバイク・子供のせ自転車・その他一般自転車)
歩行者 (徒歩・ランナー)

(6) 調査方法

原則カメラによる観測調査とします。

(※純粋な通行位置を把握するため、カメラを目立たない位置に配置し、調査します。)

通行量や通行位置は、調査後データを基に歩行者数、自転車数のカウントを行います。



図 調査イメージ

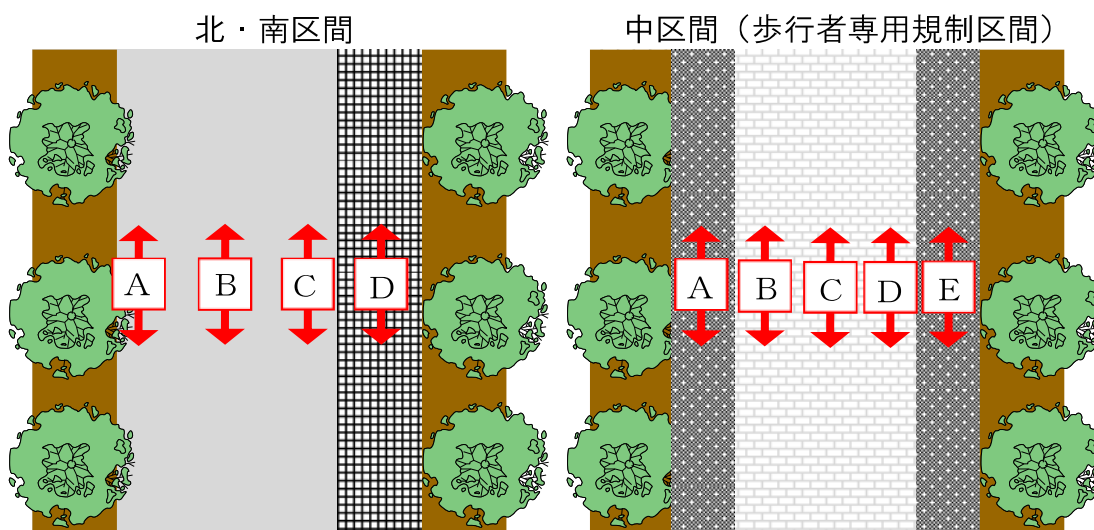
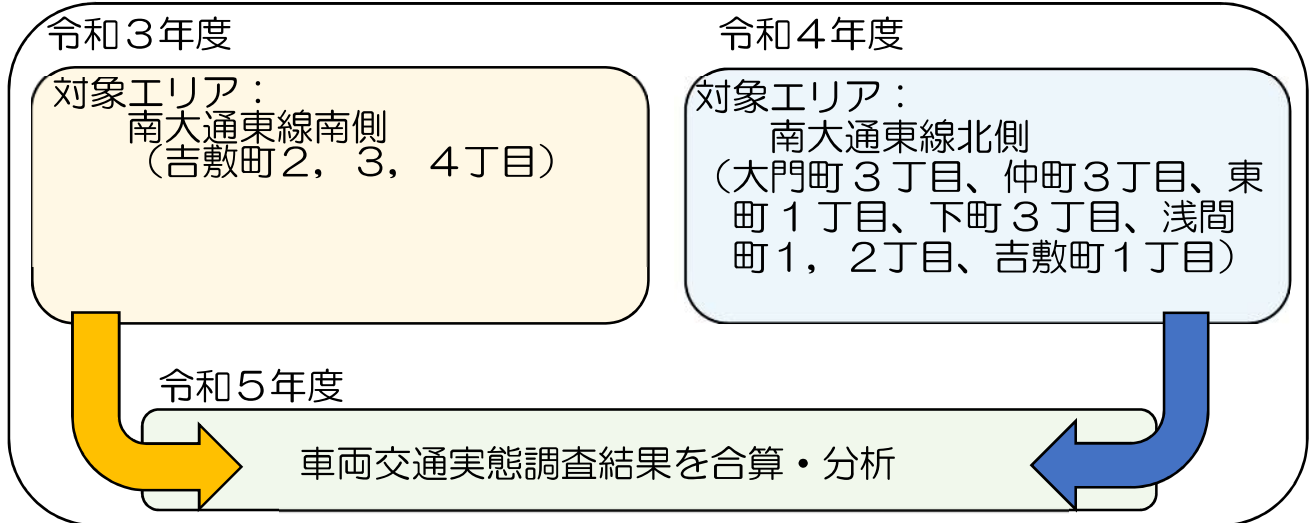


図 歩行者・自転車通行状況調査 観測位置

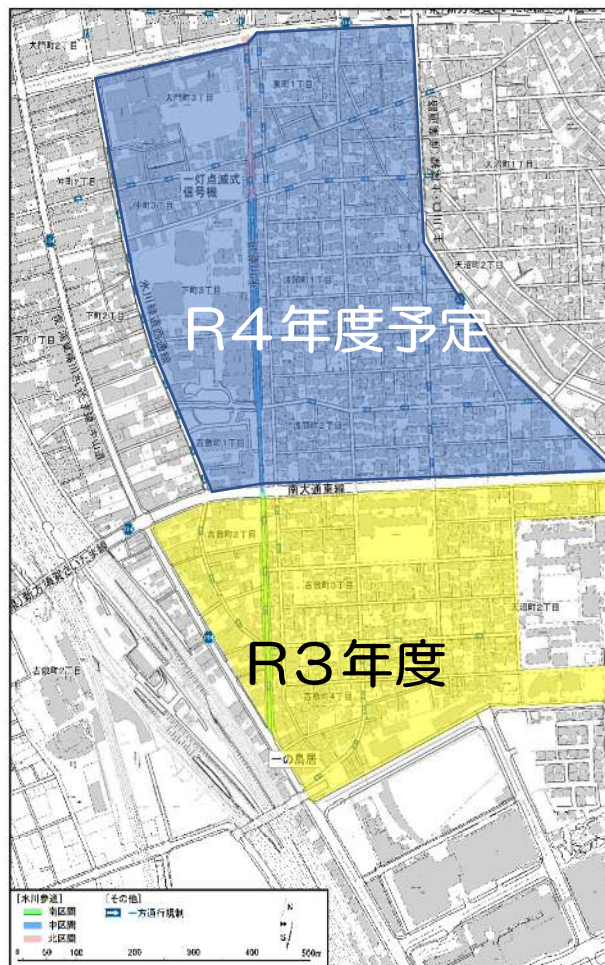
Ⅱ. 車両交通実態調査

(1) 調査計画

南大通東線を中心に南北に分けて継続的に調査を実施したいと思います。



全体として問題点を捉え確認する。



(2) 調査種類

- ① 方向別交通量調査
- ② ナンバープレート調査
- ③ 通過経路調査

(3) 調査箇所

以下の設定条件を基に、下図の調査箇所としています。

- ① 方向別交通量調査 14地点

設定条件

- ・走行ルート調査の補完として効率的にデータが取得できること。

- ② ナンバープレート調査 28方向

設定条件

- ・走行ルートが効率的に把握できるデータが取得できること。

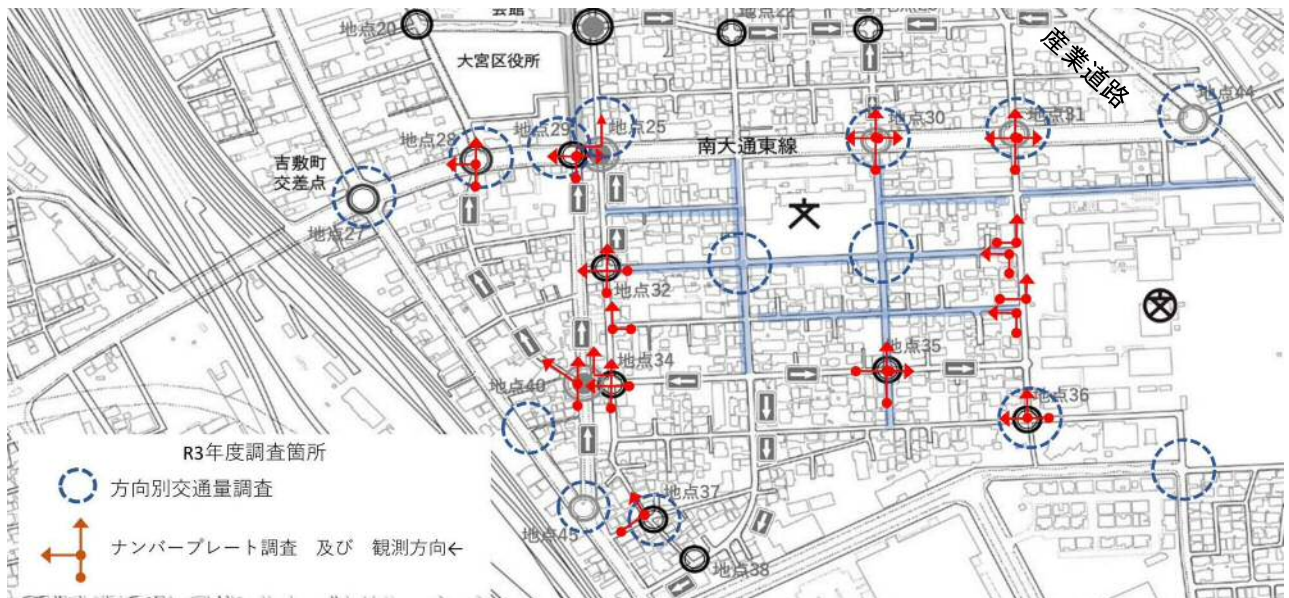


図 車両交通実態調査 調査箇所

③ 通過経路調査

4方向

設定条件

- 氷川参道南区間を北上する車の目的（西口へ、産業道路へ、北方向へ）を明確にすることができること。

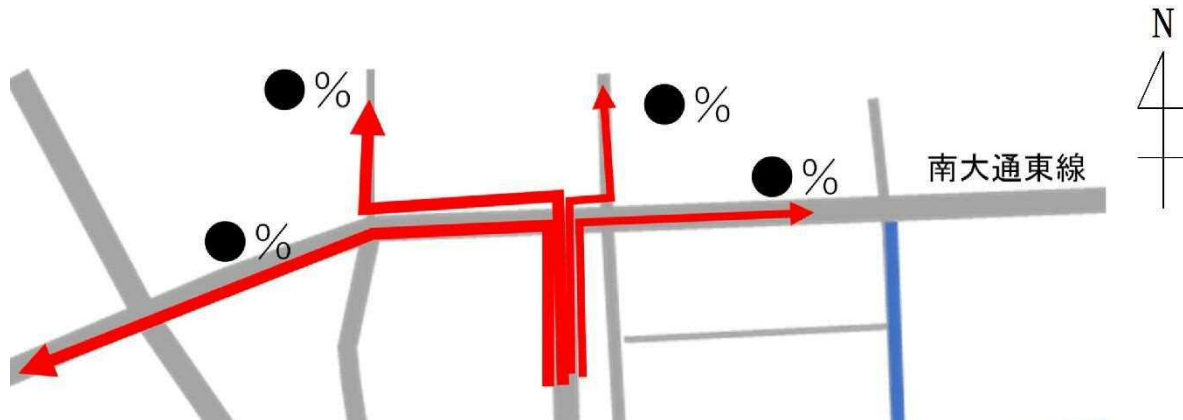


図 調査対象ルート

(4) 調査時間

- ① 方向別交通量調査 : サンプル取得を目的としているため、2ピーク時間
- ② ナンバープレート調査 : それぞれ2時間程度としています。
- ③ 通過経路調査 :

ピーク時間(案)
 7時30分から 9時30分
 13時00分から15時00分

※夕方の時間帯は車のナンバープレートの識別が困難になる可能性があるため外しています。

参考: 過年度の車両通行実態調査の調査時間帯

時刻	7時	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
分	0 分 ~	30 分 ~	0 分 ~	30 分 ~	0 分 ~	30 分 ~	0 分 ~	30 分 ~	0 分 ~	30 分 ~	0 分 ~	30 分 ~	0 分 ~
平日	H27 注1												
	R1 注2												
	R3												

凡例) ■ 調査時間帯 ■ 調査予定時間帯
□ スクールゾーンの実施時間帯(午前7時30分~8時30分)

注1) 平成27年時の車両通過状況調査(NP調査)の調査時間帯
 注2) 令和元年時の車両方向別交通量調査、NP調査、渋滞長調査の調査時間帯

(5) 集計時間単位

10分刻み

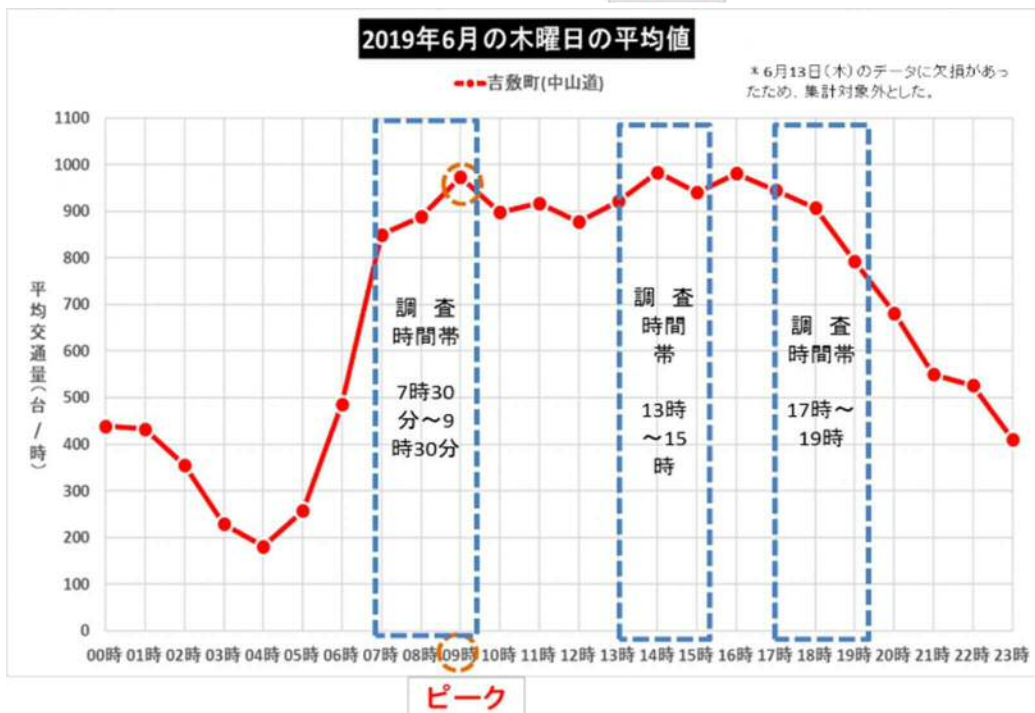
(6) 調査対象

区分：自動車（トラック・乗用車）

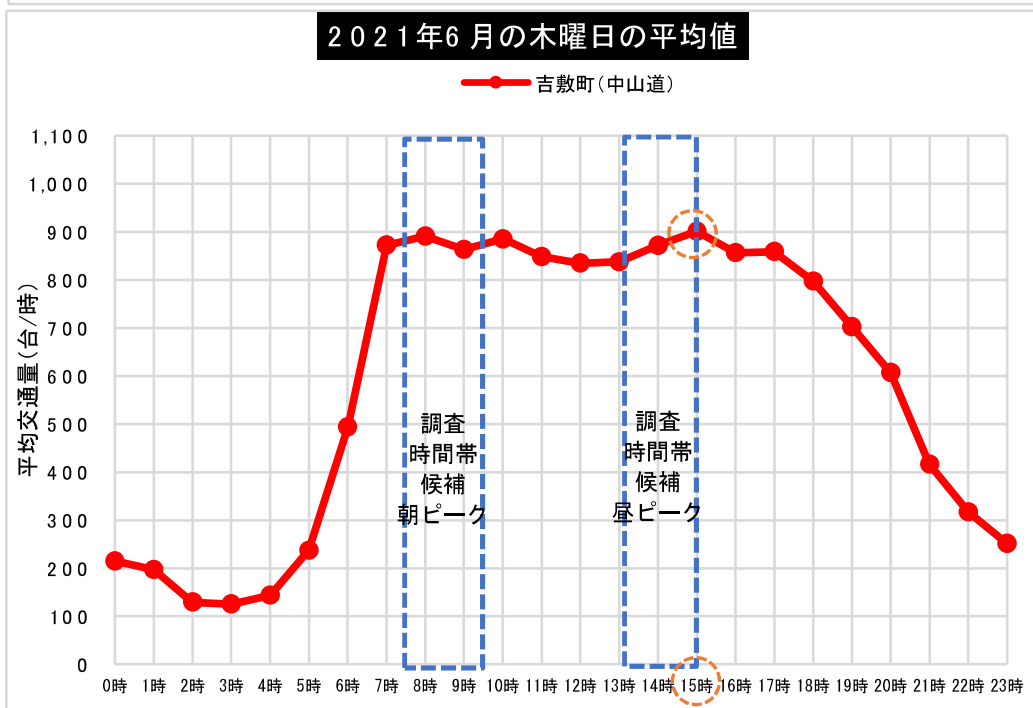
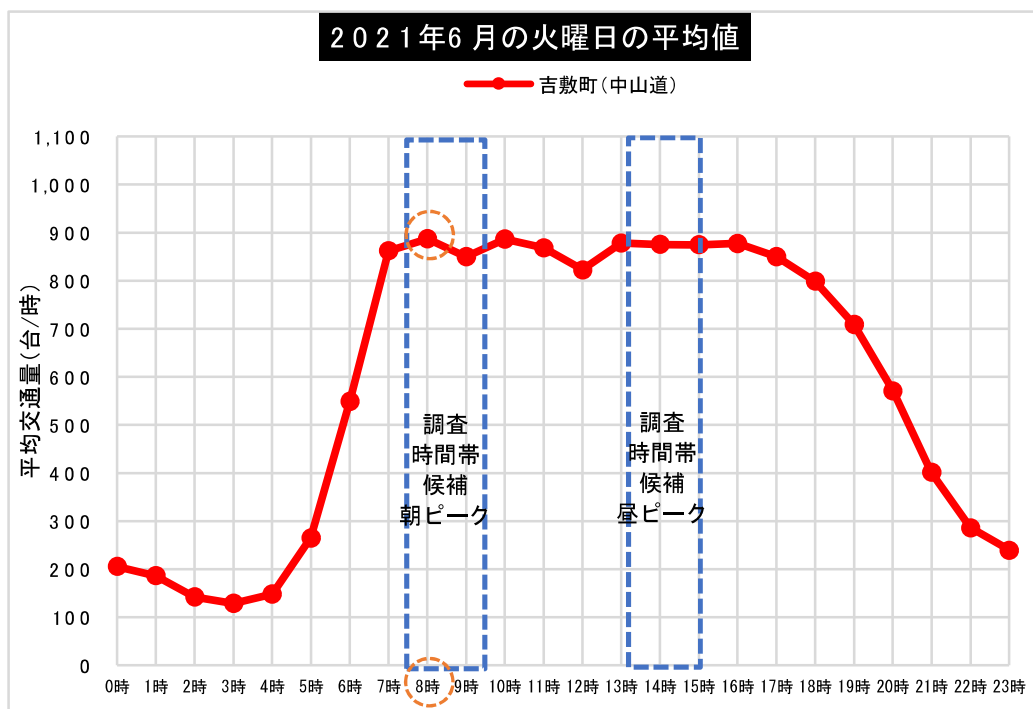
参考 吉敷町交差点 時間帯別の交通変動

夜間の台数に変動はあるものの、コロナ禍以前、以後の昼間における交通状況の変動は少ない。

● 平日（五十日を除く）（通常時）



●平日（五十日を除く）（コロナ禍の状況）



資料) 埼玉県警車両感知器データ

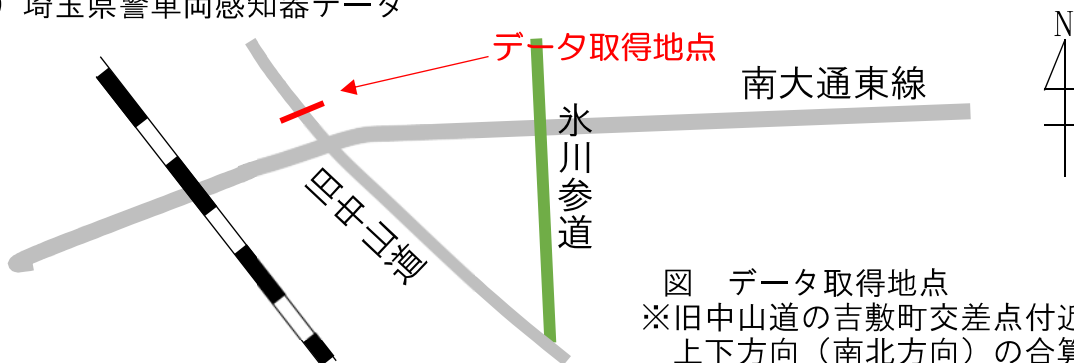


図 データ取得地点
 ※旧中山道の吉敷町交差点付近における
 上下方向（南北方向）の合算値

(7) 調査方法

① 車両方向別調査

調査員の目視による交差点流出方向別カウント調査を行います。



図 3 差路の調査方向イメージ

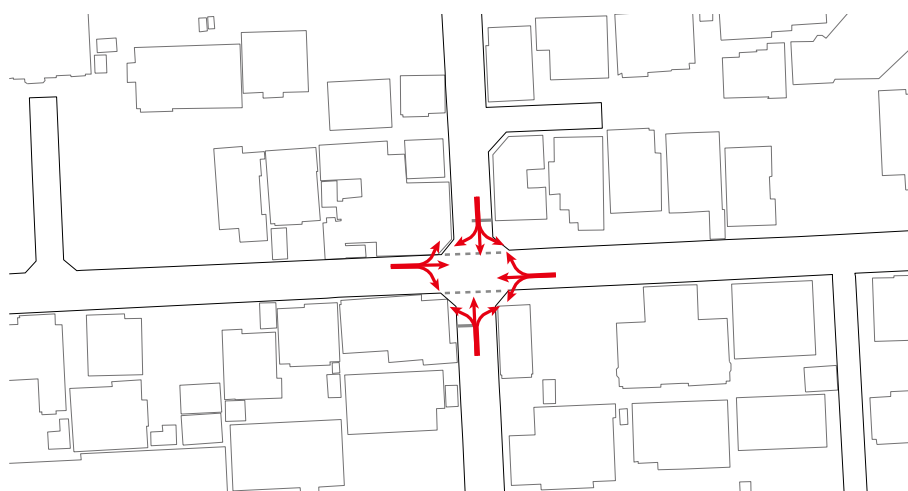


図 4 差路の調査方向イメージ



図 調査イメージ

② ナンバープレート調査

交差点において指定方向に通過する全ての車両の「通過時刻（時と分）」とナンバープレートに記載されている「分類番号の1桁（1,3,4,5,6,7,8等）」「4桁ナンバー」を記録します。

※希望ナンバー制により（一般車はH11年、軽自動車はH14年）人気のある同一のナンバーが輻輳することもあるため、ルートを追えなくなる場合があります。

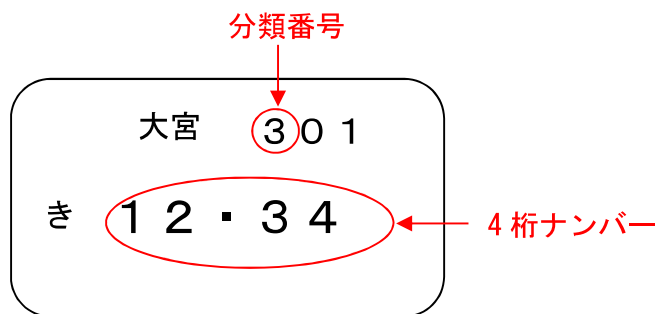


図 取得するナンバープレート情報のイメージ



図 調査イメージ

③ 通過経路調査

一の鳥居から氷川参道を北上する車について、交差点付近のビル上層階から自動車の動きを俯瞰して撮影することで、通過経路を記録します。

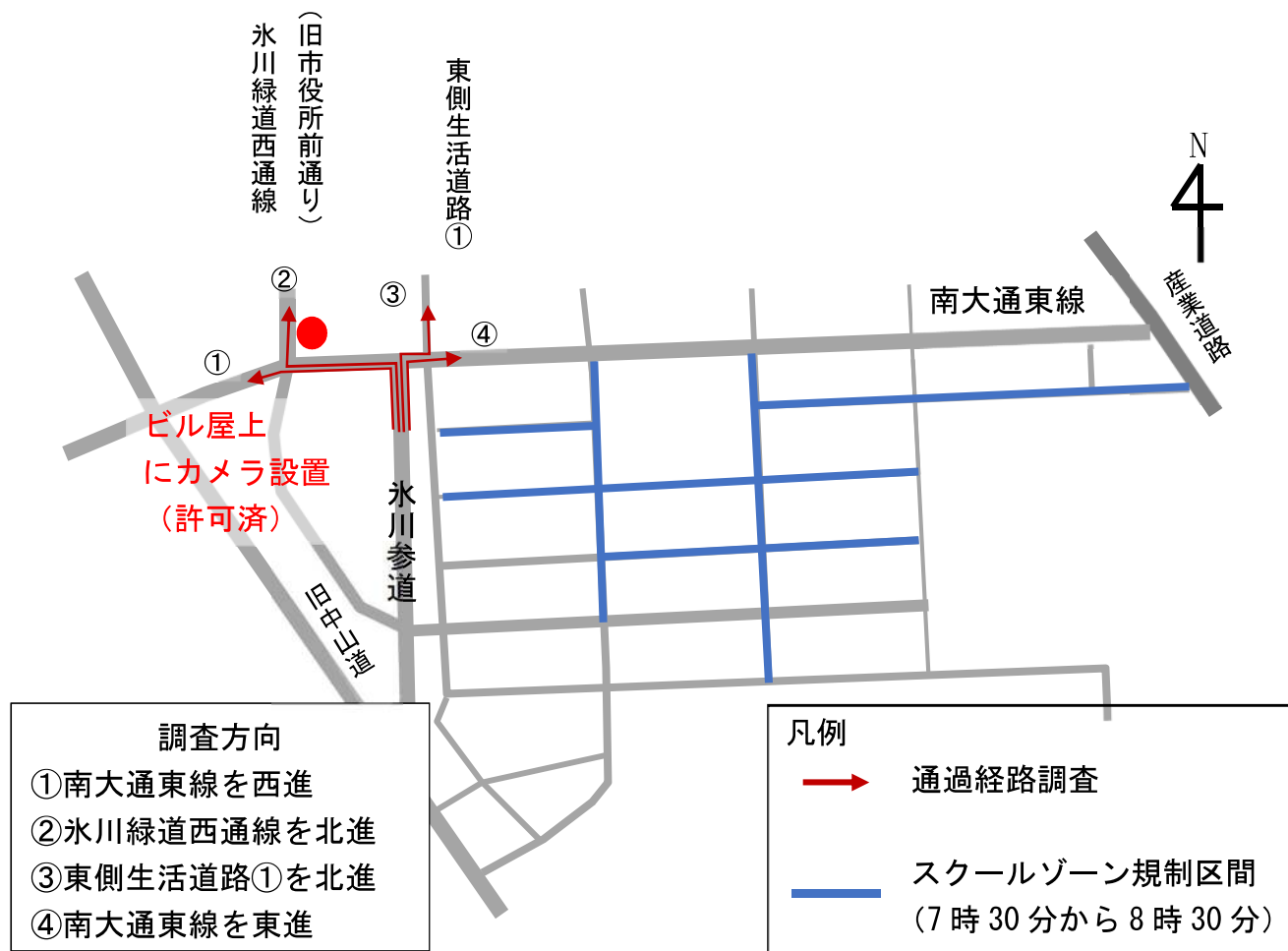
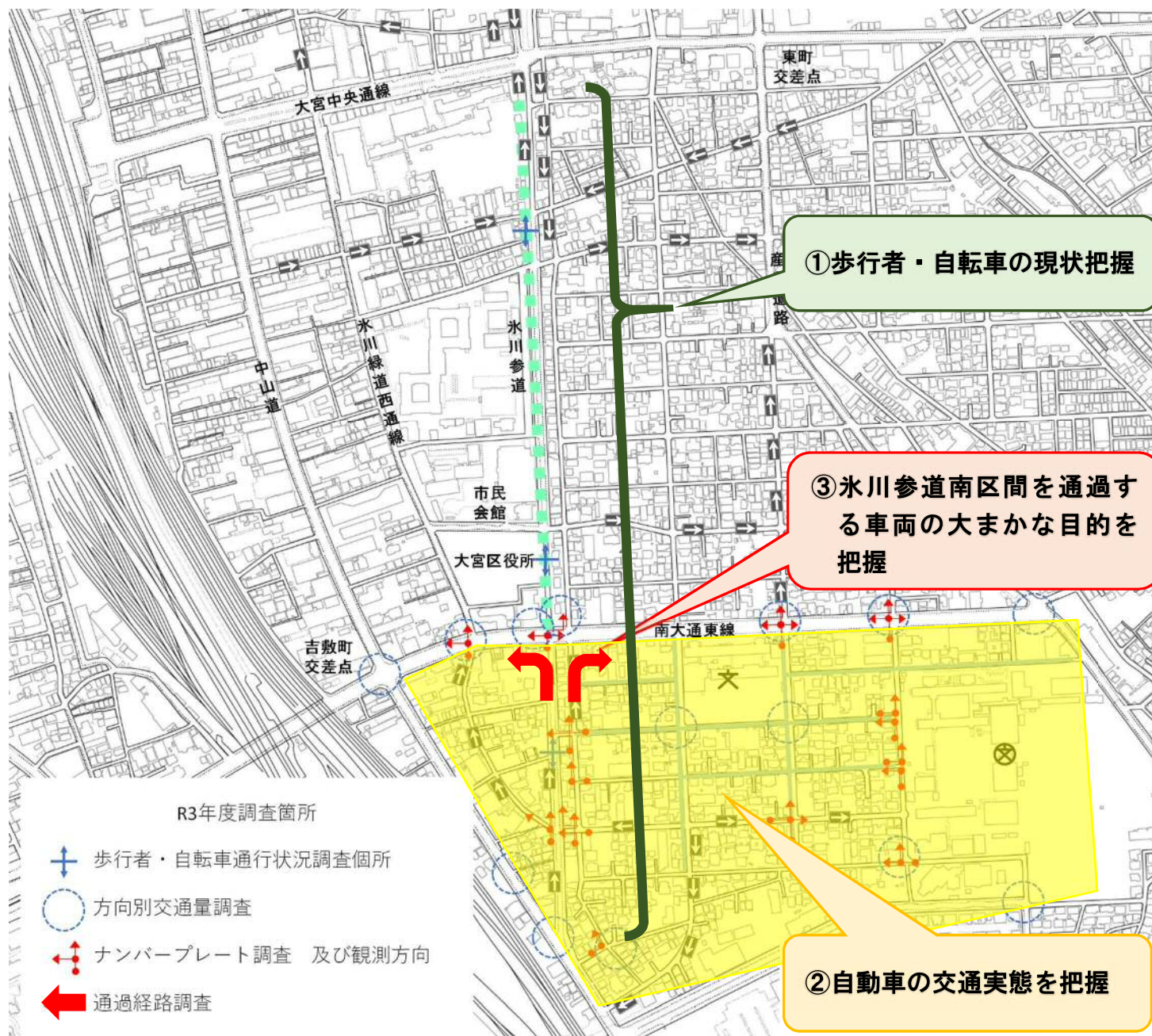


図 通過経路調査のイメージ

2. まとめ

- 交通状況の確認、分析をおこない問題や課題を抽出する。



I. 歩行者・自転車通行状況調査

① 通行量調査

過年度との比較をおこない、経年変化を確認します。

② 通行状況調査

調査地点別にどのタイプの自転車がどの位置を走行するのか現況を把握し状況に応じた対策を検討します。また、併せて歩行者の通行状況についても把握します。

①歩行者・自転車の現状把握

II 車両交通実態調査

① 車両方向別調査

南大通東線以南における交通量の変化（令和元年と令和3年の比較）や状況、スクールゾーンの影響等を把握します。

② ナンバープレート調査

南大通東線以南においてどのようなルートが利用されているか、スクールゾーンの影響等について把握します。

②自動車の交通実態を把握

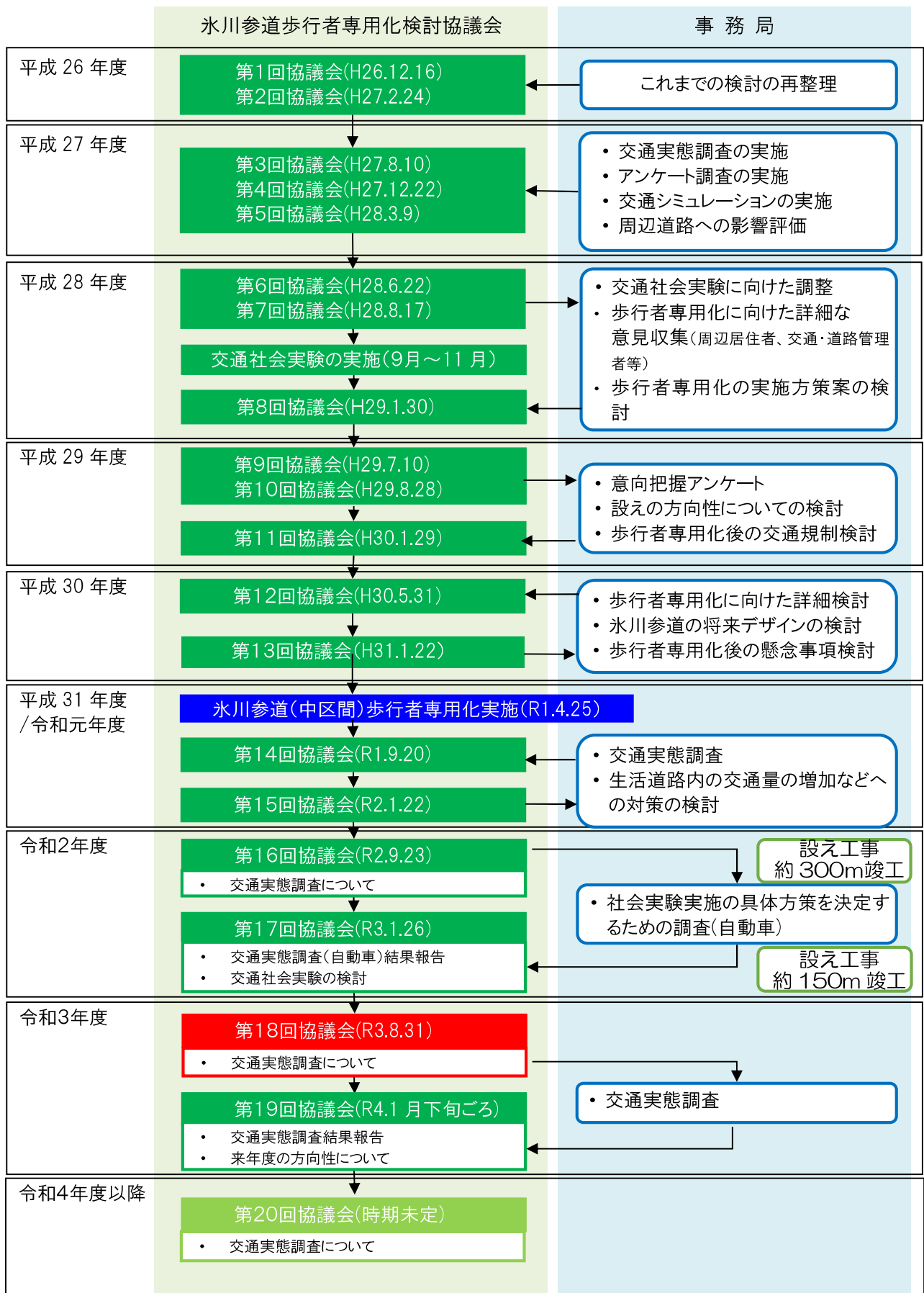
③ 通過経路調査

氷川参道を北上する車の目的方向（線路西側、北上、産業道路など）への通行を把握し、現状の自動車の利用状況を把握します。

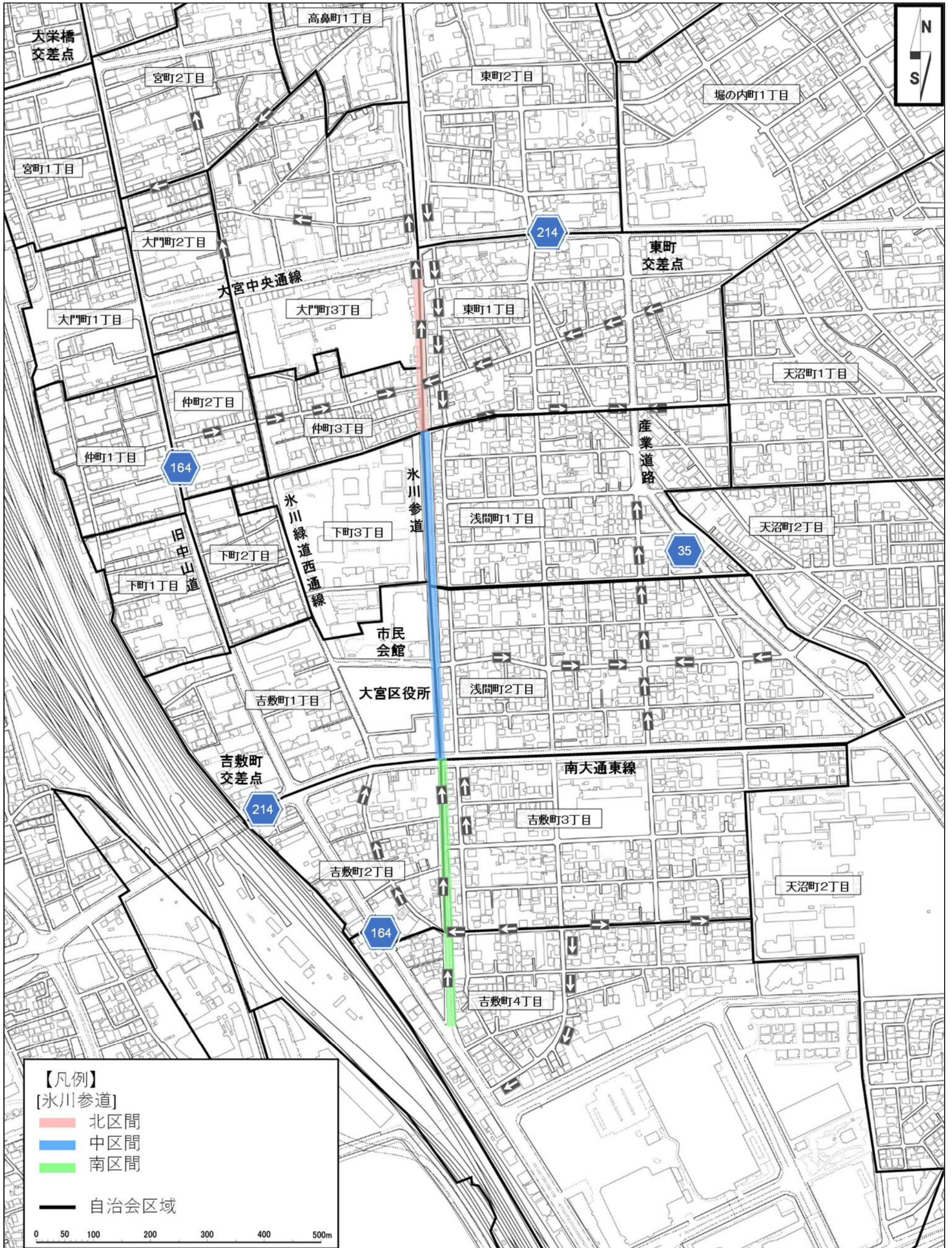
③氷川参道南区間を通過する車両の大まかな目的を把握

今後のスケジュールについて

今後のスケジュールは、概ね次のように考えています。引き続き、ご協力のほどよろしくお願いします。



氷川参道周辺図



氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱

(設立)

第1条 氷川参道の歩行者専用化に向けて、意見交換等を行う場として、氷川参道歩行者専用化検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本要綱において組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 氷川参道の歩行者専用化の推進に関する事。
- (2) その他歩行者専用化に関し必要な事項。

(委員の構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通管理者
- (3) 道路管理者
- (4) 氷川参道沿線自治会
- (5) 地元まちづくり団体
- (6) 前各号に掲げる者のほか、事務の遂行に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成34年度末日とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び職務代理者)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 座長は、協議会の会議の進行をつかさどり、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ随時開催する。

- 2 協議会は、座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに協議会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を都市局都心整備部氷川参道対策室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営、その他に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。